平成２２年（フ）第１９１号
青森県五所川原市大字金山字盛山119番地１
債務者　岩崎　榮實
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
青森県五所川原市若葉２丁目１番50―６号
債務者　小野　和也
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
青森県北津軽郡板柳町大字柏木字鴨泊４番地６
債務者　神　　惠子
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
青森県五所川原市字上平井町54番地１
債務者　津島　和美（旧姓北澤）
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２００４号
神奈川県相模原市中央区相生３丁目14―12―204
債務者　駒井　政明
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３９８号
徳島県美馬市脇町字拝原481番地１
破産者　合資会社シルバーセンター阿波
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０号
岩手県大船渡市三陸町綾里字港28番地
破産者　株式会社熊谷建築事務所
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２０号
千葉県香取市八日市場904番地８　イケヤコーポ201号
破産者　橋本　幸子
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第６３３号
横浜市中区常盤町１丁目２―１関内ＳＥビル、登記簿上の住所横浜市西区みなとみらい２丁目２番１号横浜ランドマークタワー19Ｆ
破産者　株式会社プロダクト・ピーマン
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９９７号
愛知県尾張旭市城前町上大道4083番地
破産者　有限会社コスギ商事
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８７号
岐阜県多治見市西坂町２丁目85番地　アネックス緑台202、申立時の住所愛知県小牧市大字東田中1770番地
破産者　Ｇｒｏｗｔｈこと　今枝　秀仁
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５５号
愛知県半田市旭町３丁目１番地の１
破産者　有限会社中山
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９８１号
名古屋市千種区内山２丁目13番３号
破産者　株式会社フアイニス
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１３０号
愛知県小牧市大字東田中1770番地
破産者　株式会社Ｅａｒｔｈ
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５３号
名古屋市守山区小六町13番17号
破産者　三電技研株式会社
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６１号
名古屋市緑区滝ノ水５丁目2101番地
破産者　有限会社ビユーテイーカズ
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３５号
大阪市浪速区元町３丁目10番20号　カーサいずみ402号室、開始決定時の住所大阪府寝屋川市池田西町14番５号
破産者　原内　陽伸
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０７号
大阪市浪速区元町１丁目２番17号エスペラントビル４―Ａ
破産者　株式会社関西フェニックス
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８４８号
大阪府羽曳野市駒ヶ谷５番地の48
破産者　株式会社メルオーク
１　決定年月日　平成23年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部